

[事案 29-39] 損害賠償請求

・平成 29 年 10 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

募集人の言動により精神的・肉体的な苦痛を被ったことを理由に、損害賠償および慰謝料の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

平成 26 年 5 月に契約した終身保険について、平成 28 年 11 月に介護年金保険への転換を申し込んだところ、健康状態を理由に引受けを拒否されたが、以下の理由により、損害賠償・慰謝料を支払ってほしい。

- (1)募集人は、転換の引受けができないことが決まった後、無断で保険会社の担当部署に引受けの再検討を申請した。また、この結果、募集人から引受け不可の連絡を受けるのが遅れた。
- (2)募集人は、引受けができなかったことを説明する際に、なれなれしい話し方をした。
- (3)これらのことにより、日中に眠気に襲われるようになり、仕事に支障をきたし、精神的・肉体的に多大な苦痛をこうむった。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1)募集人は、転換の引受けができないことが決まった後、担当部署に一部減額して引き受けたり、転換をするのではなく特約を付加したりできないか相談したが、これは不適切な行動とはいえないし、これによる引受け不可の連絡の遅れは 1 週間程度である。
- (2)募集人の言動と、申立人が主張する損害との間に相当因果関係（注）はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理のほか、転換時以後の状況を把握するため、申立人および募集人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、損害賠償および慰謝料の支払いを認めることはできず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。

【注】「相当因果関係」とは、当該不法行為があれば、一般に損害等が生ずるであろうという因果関係が認められるということであり、その損害だけが賠償の対象となる、という考え方である。